

情報通信審議会 電気通信事業政策部会  
接続政策委員会（第45回）議事概要

日時 令和2年6月30日（火）16:00～17:30

場所 web会議による開催

参加者 接続政策委員会 相田主査、佐藤主査代理、内田委員、関口委員、高橋委員、  
西村（暢）委員、西村（真）委員、山下委員  
事務局 竹村電気通信事業部長、山碕事業政策課長、  
（総務省） 大村料金サービス課長、中村料金サービス課企画官、  
田中料金サービス課課長補佐、小澤料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

- (1) IP網への移行後における音声接続料の在り方について  
○ 関係事業者ヒアリングを実施した後、事務局から論点整理案について説明を行い、意見交換を行った。  
(ヒアリング対象事業者：東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社)

【発言】

・ IP網への移行後における音声接続料の在り方について

○内田委員

非常に難しいというのが第一印象。事務局資料の中で、日本と他国の料金水準に関するグラフがあった。これは中心的な議論ではないかと思うが、例えば、日本とアメリカは事情が大分違っているはずだが、料金水準は似ている。それを考えると、仮に着信接続料規制を導入してどのくらい安くなる可能性があるのか、という分析が必要なのではないかと。放っておくと同じようになっていくのかが気になった。

また、通話料が安くなったとして、他の部分で悪影響が出ないかについても、しっかりと分析しておく必要があると思う。例えば、設備コストが回収できなくなって、信頼性や安定性が損なわれる等といったことがないか、あらかじめ分析しておくことが必要と思う。

事務局資料のp.13の中でも、音声通話料の高止まりの一要因として接続料水準の高止まりが挙げられているが、一要因と書かれている通り、他にも要因があるかもしれない。そういうことを考える際に、考えられる原因はきちんと洗い出しておく必要があると思う。

全体的に事業者の説明を聞いている限りでは、接続料は設備コストを回収する手段であるという認識は共通しているかと思う。私もそのように認識している。接続料によって設備コストを回収できるかどうかということと、接続料の支払いの枠組みを特に接続形態が双方向接続主体になることとの関係からどのように決めていくのかということは、少し論点がずれているような気がする。そこも整理しなければならない。

接続料の格差が生じているというご主張もあったが、その原因についても把握しなければならないかと思った。

LINEやSkype等が音声通話市場に与える影響は私も無視できないと思うので、今回の議論を需要の増加や減少と結びつけて議論するのは少し違う気がした。

全体をまとめると、公平な条件で考えていきたいと思いますということと、それによってコスト回収が困難になるかもしれないこととのトレードオフが難しいと感じた。

#### ○佐藤委員

まず事務局の資料について、着信ボトルネックということに着目して着信接続料規制を導入するというので、これから議論を深めていきたいということだと思うので、これはその通りで結構だと思う。これからの議論は色々あると思う。

N T T 東日本・西日本の説明について、まずは確認したい点。17社のうち15社はミラーで、残り2社は合意に至っていないということだが、問題意識としては差があることではなく、その差が合理的かどうかだと理解した。過度の利潤が上乘せされていないかはきちんとチェックすべきで、そのために一定ルールがある。必ずしも同じ料金であればいいという訳ではなく、過度の利潤についてのチェックが重要という風に聞こえたが、その認識でよいか確認したい。

次に質問事項。2社はなかなか合意ができないので、新しいルールが必要だということだったが、N T T ドコモの意見は逆で、事業者間協議で紛争処理のスキームがあるから、新たなルールは必要ないということだった。その考え方について、N T T 東日本・西日本としてはどのような考えをお持ちなのか伺いたい。

また、N T T 東日本・西日本の資料にあった、中継接続料の部分が何割か入っており、それも含めて接続料を比較すべきだという点について、ソフトバンクとK D D Iにどうお考えか確認したい。

N T T ドコモに対してはN T T 東日本・西日本への質問の逆。格差は問題だという認識の下に紛争処理のスキームで解決できるということだったが、固定を見ると紛争処理のスキームで合意が成り立っているように見えない。その点N T T ドコモとしてはどのように考えているか伺いたい。

次に、ソフトバンクとK D D Iに対して質問。K D D Iは「トータルのコスト回収」が必要、ソフトバンクは「当該コストの回収」が必要だと言われている。私からすると、接続にかかるコストの回収が必要で、接続に関わらないコストの回収は必要ないと考えているが、私の考え方と「トータルのコスト」「当該コスト」の意味が異なる気がするので、違うのであれば説明いただきたい。

K D D Iの資料では、ユーザ料金と接続料支出が逆転しそうだと書かれているが、逆転すればスタックテストで接続料引き下げの圧力が出てくるかと思うので、それ自体が今問題なのかどうか、疑問に思った。

ソフトバンク資料のp. 5で、非規制の固定網等では「簡略化可能となり得る規制」があり得るといふ言い方だったと思うが、どのようなことを考えているのか、文章でもよいのでまたご説明いただきたい。

#### ○N T T 西日本

紛争処理スキームがあるというご指摘はその通りで、紛争処理スキームで解決するという手段も十分あり得ると思う。ただ、我々の今のスタンスとしては、できれば事業者間の話し合いの中で解決したいので、そうした手段をとらずに粘り強く交渉させていただいている。また、紛争処理には相当の稼働・時間がかかる。そういったこととの関係を十分に配慮しながら答えを出していくという意味では、あらかじめ一定のルールがあった方がより良いのではないかというのが我々の意見。

#### ○N T T ドコモ

質問②-3において委員限りでお出しした回答にもある通り、紛争処理スキームを使って既に決着した事例もあり、また、紛争によらずとも格差が縮小していたり、規制のない固定事業者に対しても粘り強く交渉を続けていて、合理的な算定ルールや考え方を提示いただいているので、今のままでも十分解決可能かと思う。我々の考え方としては、規制によって格差を是正するのではなく、事業者間協議であるべきという考え。

## ○KDDI

トータルコストについては、当社資料のp. 1の話かと思うが、これはユーザ料金の話。ユーザ料金としてそのサービスを維持するために何を回収すべきかということ、それはトータルのコストを回収しているということを書いている。接続料も含めて回収するという意味。

中継接続料も含めた接続料の比較については、接続形態等もまだ委員限りであり、説明しづらいところではあるが、過去の経緯もあってそのような接続形態になっているというのがお答えかと思う。詳細は控えた方が良くかと思う。

## ○ソフトバンク

「当該コスト」の意味だが、佐藤先生がおっしゃったとおり、接続にかかるコストの回収という意味。ただ、「接続にかかるコスト」については、質問③-3で追加的にかかるコストの議論もあったが、ベースが自網内のコストで、接続コストに関してはそれに上乗せされるコストという認識は違うと思っている。何をもちて接続にかかるコストかという議論は必要かと思う。ただ、基本的には「接続にかかるコスト」という認識は合っている。

「事業者間協議が簡略化可能となり得る規制」については、非規制事業者に関しては、基本的には接続料算定のルールがないので、仮に非規制事業者がコストベースで相手に対して単価を提示したとしても、なかなか納得いただける状況になかったり、あるいは情報の深掘りの程度が規制事業者と比較するとどうしても甘かったりというところがある。そこで合意が得られない状況は確かに存在すると思っている。そういった規制事業者と非規制事業者の間の温度感の差異で事業者間協議がなかなか進まないということであれば、非規制事業者に対してもある程度のルール化を検討することはあり得るのではないかと考えている。

## ○関口委員

まず、今のご回答に対して質問させていただきたい。KDDIからユーザ料金でトータルのコストを回収したいというお話があったが、接続料については全部原価で回収したいというご主張だと誤解していた。その点でいうと、事務局資料のp. 6にある音声通話料は現状の接続料を反映した値段なのかと考えると、随分過度な利潤があるのではないかと感じた。

過度な利潤について、NTT東日本・西日本のご説明について感想を述べさせていただく。委員限り資料が多かったのであまり具体的なことは言えないが、NTT東日本・西日本の資料によると、接続料格差は看過しえないほどの格差があると感じた。NTT東日本・西日本はこの格差について「過度な利潤の上乗せがないように」という表現をされている。NTT東日本・西日本は今までプライスカップやLRIC等、事あるごとに非効率性という言葉で他事業者から責められていることを考えると、NTT東日本・西日本より高いのは非効率なのではないかというご意見なのかと感じた。この接続料の水準の格差というのが、固定・携帯ともに看過し得ないほどあるという現状を考えると、事務局資料のp. 21のような今後の検討課題に沿った検討をしていくことが望ましいと思う。その点で携帯事業者の携帯発・携帯着についても、例外規定とする必然性はあまりないと思う。事業者間の接続料の違いについては、現状でもNTT東日本・西日本と他事業者との間で、ひかり発かPSTN発かの認識の違いというような、ある程度なぜ格差が生じているか分析が済んでいるところもある。そのような分析以外にも相当の格差があることを考えると、資料5の今後の検討課題の整理は適切だと思う。

## ○KDDI

あくまでも、ユーザ料金というものが何を回収しているかというのがトータルコストという話。接続料で何を回収すべきかということ、ネットワークコストだろうと思う。そこに大きな利潤を乗せることが許容されるのかどうかについては、良くないのではないかと考えているので、我々としてはネットワークの原価に適正な利潤を乗せたもの程度だろうと考えてい

る。

○関口委員

音声通話料を10年以上下げなかったことについて、何かコメントいただけないか。

○KDDI

従量制については確かに下がっていないかもしれないが、音声のかけ放題のようなサービスを入れている。そういったもので多様なサービスということで使い勝手の良いようにしていると思っている。

○高橋委員

事実として、音声通話料がエンドユーザの段階で高止まりしている現実があり、それをどうするかという話かと思う。

料金が安くなったから需要が本当に増えるかどうかは、各社の回答でも分からないということだったが、私も学生と触れ合っている、昔ほど話をしないような感覚がある。その辺りの需要がどうなるかは分からないのだろうというのが直感的なところ。

私もコストの話が非常に気になっている。ソフトバンクの「当該コストを回収」というのは、「当該コスト」が何なのかという検討はきちんとしなければいけないだろうというのが私の感想。

○西村（暢）委員

全体の事業者からのご説明を聞いていて、非常に多様なご意見があると感じた。個別事業者に対しての質問という形ではなく、全体へのコメントをさせていただく。

接続料格差について、モバイルとフィックスの間で色々な差異が生じていることは当然。しかしながら、各社とも定義問題はあるが、コスト回収は絶対に必要であるとしたときに、その回収を如何にするのか、その程度を如何に設定するのか、それを協議で決めるのか、一定のルールを事前に決めるべきなのか、色々あるかと思う。その時に、協議というものの限界というものがここでは考えられるのではないか感じた。特に接続料の格差が縮んでいるのかもしれないが、それが果たして協議によって縮んできたのか、そうではないのかということも問題になろうかと思う。

今回の議論は、事務局資料でも最初にご提示いただいた通り、ユーザ料金の低廉化に如何に繋がるものであるかという点が非常に重要かと思う。特にIP網への移行後の音声接続料の在り方なので、如何に制度設計をするのか、事務局資料のまとめでは論点だけが列挙されているので、今後さらに検討しなければいけない大きな問題があるのだと認識した。

○西村（真）委員

事務局資料のp. 21でまとめられているように、課題への対応方策としては、全事業者を対象にすることが妥当のように思う。事業者間協議がこれほど難航しているということを知り初めて知ったので、その点について整理する必要があるのではないかと考えている。

○山下委員

1点目は、事務局資料ではユーザ料金の観点と公平性の観点から規制を導入すべきという話だったが、事業者から伺った話と事務局の考えの中に随分隔たりがあるのではないかと。各事業者は事務局案に同意されるのだろうかという素朴な疑問に思っている。ユーザ料金が国際的

に見て高いのではないかというのが事務局の1つの論点。それについて、もっともな理由があるのであれば是非聞かせていただきたい。

2点目は公平性の観点からも規制が必要かという点。私としてはできるだけ自由な競争に任せて、いい結果が得られるのが一番いいと思っているが、その時に公平性が担保されないのであればよくない。そこで、公平とは何かを考えると、私は次の3つがあると思う。1つは機会の公平。これは同じ接続料をミラーにするというのが該当。次に結果の公平ということで、支払いと受取が同額になる、ビル&キープのアメリカ方式。しかし、第3として、機会の公平も結果の公平もなくても、コストを反映したもので、かつ、設備の効率化と技術革新を促すものになっているのであれば素晴らしいのだが、この点で透明性を欠いているのではないかと思った。

3点目のコメントになるが、事業者間の自由な協議に任せて調わない場合に紛争処理委員会に回ったものもあるが、回らないものもあるとのこと。それは紛争処理にかけるとコストが高すぎるから。そこまでの損失は被っていないか委員会の敷居が高すぎるのであれば、紛争処理というスキームが歯止めとして機能していないのではないか。それならば、規制が必要だということになってしまったと思った。

もう1点、通話がどんどん減っているのはその通りだが、その理由としてLINEや無料通信アプリがあるからだと各事業者はおっしゃっているが、音声通話の正規料金が高いから無料通話アプリができたのであり、これは鶏と卵ではなくて、原因と結果だと思った。

#### ○事務局

事業者のご意見と今回の論点整理との隔たりについてだが、そこが考え方の隔たりなのか立場の違いなのか。事業者の中でも立場の違いはあるかと思う。そういった中で、欧州の事例にあったように、ユーザ料金水準の低廉化が消費者余剰の増加というところであれば、事業者の立場からすると負担が大きくなるような話でもあるので、社会的な必要性和のバランスにおいて、どのように今後着信接続料規制の中身を考えていくのかという話かと認識している。そういう意味では、今後一部答申後にそういったところの中身を一つ一つ丁寧に詰めていくという考え方が改めて必要なのかと感じた。

#### ○相田主査

事務局資料のp. 21が今回の大きなまとめという理解。1990年代に固定の接続料が高いということに対してLRICが考えられて、2000年代に各国で導入された。そして、最近、着信接続料に対して着信独占という考え方が持ち込まれ、それ以外のものについても接続料の低廉化が図られた。そのような世界的なベストプラクティスを書いてあるという意味では、ある意味自明の結論ではある。

しかし、例えば、学術論文という観点で見たときには、そこに繋がる論旨がかなり弱い。前半の①で、接続料の高止まりがユーザ料金の低廉化が進んでいない一因ではないか、とあり、NTT東日本・西日本からも不必要に高い利潤を乗せている事業者がいるのではないか、というご指摘があったが、それが検証されていない。p. 15に適切な接続料とはこういうものだろう、という式が書かれているが、それに比べて実際の接続料が高いのかどうかという検証がされていない。また、その公平性が確保されていないということについても、事業者間協議がなかなか調わないことが1つのエビデンスとして出ているが、p. 15で書かれている式より高い料金が設定されているのか、そうでないのか。NTT東日本・西日本から、17社中15社は上手くいっているという話があったが、これはNTT東日本・西日本に確認した方がよいかもしれないが、おそらくいわゆる発信網ミラーであり、逆に言うとそれはp. 15に書かれている接続料単価の考え方とは異なる。発信網でかかっているのと同じ料金を支払うというのは、p. 15のルールで考えると、ある意味妥当な接続料でないも

ので実際に行われている。もしかしたら、あまり交渉力のない非指定事業者がN T T東日本・西日本の料金に合わせざるを得なくなっているのではないかという観点も必要かもしれない。

p. 21に書かれている方向性については、世界のベストプラクティスという方向に合っているのだろうが、まだまだここに持って行くべきだということに繋げる、議論の繋がりが弱いというのが私のイメージ。

#### ○事務局

接続料について、一部事業者からは過度な利潤が非指定事業者の中にはあるのではないかというご意見の検証については、今後、一部答申後の算定方法の検討の中でももう少し丁寧に扱っていくべきポイントなのではないかと思っている。また、発信網ミラーが現状固定事業者間で多く使われており、それが公平なのかどうかについて、相田主査からは以前からも対象接続料の考え方についてコメントいただいているかと思う。算定コストとのバランスもあるかと思うので、一部答申後に検討を進めさせていただければと思う。大きな方向性に繋がる考え方のところも、改めて精査させていただければと思う。

以上